

札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案

令和 3 年（2021 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例

札幌市生活環境の確保に関する条例（平成 14 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 10 号中「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 12 項に規定する特定粉じん排出等作業」を「吹付け石綿その他の特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるものが使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるもの」に改め、同条中第 14 号を第 16 号とし、第 11 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 2 号を加える。
 - (11) 特定工事 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 12 項に規定する特定工事をいう。
 - (12) 届出対象特定工事 大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項に規定する届出対象特定工事をいう。
- (2) 第 51 条中「特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該特定工事」を「届出対象特定工事の元請業者（発注者（解体等工事（建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）若しくは下請負人（元請業者が特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。第 57 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）を他の者に請け負わせたときにおける当該他の者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の

者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)をいう。以下同じ。)又は自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。)は、当該届出対象特定工事」に、「作業基準」を「特定作業基準」に改める。

- (3) 第52条中「第18条の17第1項前段」を「第18条の15第1項」に、「受注者」を「元請業者」に、「特定工事」を「届出対象特定工事」に、「同項後段」を「同項第3号及び第4号(届出対象特定工事に係る部分に限る。)」に改め、「(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。以下同じ。)」を削る。
- (4) 第53条中「第18条の15第1項及び第2項」を「第18条の17第1項及び第2項」に改める。
- (5) 第54条第1項中「第18条の15第1項又は第2項」を「第18条の17第1項又は第2項」に改め、同項第1号を次のように改める。
 - (1) 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 第54条第1項第2号を削り、同項第3号中「特定工事」を「当該届出対象特定工事」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「特定粉じん排出等作業」を「当該特定粉じん排出等作業」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「特定粉じん排出等作業」を「当該特定粉じん排出等作業」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「特定粉じん排出等作業」を「当該特定粉じん排出等作業」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。
- (7) 第55条中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に、「その届出に係る特定粉じん排出等作業が作業基準」を「その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が特定作業基準」に改める。
- (8) 第56条の見出しを「(特定作業基準適合命令等)」に改め、同条中「特定工事を施工する者が当該特定工事」を「届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該届出対象特定工事」に、「作業基準」を「特定作業基準」に改める。
- (9) 第57条の見出しを「(発注者等の配慮等)」に改め、同条中「特定工事の発注者」を「届出対象特定工事の発注者」に、「当該特定工事を施工する者」

を「当該届出対象特定工事の元請業者」に、「当該特定工事の」を「当該届出対象特定工事の」に、「作業基準」を「特定作業基準」に改め、同条に次の２項を加える。

2 前項の規定は、届出対象特定工事の元請業者が当該届出対象特定工事の全部又は一部を下請負人に請け負わせるとき及び当該届出対象特定工事の全部又は一部を請け負った下請負人が当該届出対象特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

3 届出対象特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った届出対象特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について、大気汚染防止法第18条の16第3項に規定する事項のほか、規則で定める書類の記載事項を説明しなければならない。

(10) 第125条中「特定工事の」を「届出対象特定工事の」に、「特定工事を施工する者」を「元請業者、自主施工者若しくは下請負人」に改める。

(11) 第126条第1項中「ばい煙発生施設」を「、ばい煙発生施設」に、「特定工事」を「届出対象特定工事」に改め、「地下掘削工事の場所」の次に「、届出対象特定工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第51条から第57条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して14日を経過する日以後に着手する届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）による改正前の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定工事に係る特定粉じん排出等作業であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「届出がされた未着手の作業」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業（施行日前に同条第1項又は第2項の規定による届出がされたものに

あつては、改正前の第51条に規定する特定工事に係る特定粉じん排出等作業)及び届出がされた未着手の作業については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(理 由)

大気汚染防止法等の一部改正により石綿の飛散防止対策の強化が図られたことに伴い、条例で独自に規定する同対策について、法令との整合を図るため、本案を提出する。